
AMT/NEWSLETTER

Asia & Emerging Countries Legal Update

2025 年 4 月 30 日

Contents

- I. 【メキシコ】米国の通商政策とメキシコ進出企業への影響
- II. 【シンガポール】雇用関連規則に関する今後の変更

I. 【メキシコ】米国の通商政策とメキシコ進出企業への影響

1. はじめに

トランプ政権下での米国の通商政策の転換、特に 2025 年 4 月 2 日、いわゆる「解放の日」以降の関税政策は国際的に事業展開する日本企業にも大きな影響を及ぼしており、関連する法律相談もいただいている。そこで、本稿では、米国通商政策の変化について簡潔に説明した上で、メキシコ進出企業への影響と求められる対応についても言及する。

2. トランプ政権の通商政策の概要と最近の変更点

第一次トランプ政権下でも、通商拡大法 232 条に基づく鉄(25%)やアルミニウム(10%)に対する関税が導入されていたが、これらの関税には一部例外免除が認められていた。しかし、第二次トランプ政権下では、2025 年 4 月 2 日、いわゆる「解放の日」に、最低 10%の関税が課されることが宣言され、例外免除も撤廃されるとともに、アルミニウムの関税率も 25%に引き上げられた。さらに、自動車にも 25%の関税が課されており、自動車部品にも 25%の関税が課される予定である。今後は銅、木材、医薬品、半導体などにも関税が拡大される可能性がある。

これらの政策の背景には、米国の貿易赤字の是正、国内製造業の活性化、国家安全保障上の懸念、脱中国依存の必要性、法人・富裕層のための減税の補填、さらには政治交渉の材料としての利用など、複合的な要因が存在するとの見方がある。

国別の追加関税に関しては、メキシコとカナダは米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)の条件を満たす場合には、関税が一部免除される。

3. メキシコ拠点を持つ企業のリスク管理と対応戦略

米国の通商政策の変化は、メキシコに拠点を持つ企業にとっても重要な検討事項である。一方で、現時点では政策の変化が著しく、先行きが不透明であるため、通商政策の動向を注視しつつ、慎重な対応をする必要がある。

企業としては、締結済みの契約内容を精査し、リスクと対応策を検討することが必要となる。具体的には、米国向け輸出を伴う取引に関して契約書を締結している場合には、同契約書上において関税を負担するのがいずれの当事者であるか及び不可抗力条項の規定ぶりを確認することなどが推奨される。

また、上記に記載の理由より、USMCA の条件を満たすことも重要となろう。具体的には、原産地証明書の整備を含む原産地規則(ROO: Rules of Origin)への対応、労働条件の確認と改善、環境規制への対応、従業員の教育とサプライヤーとの連携などが対応事項として指摘される。加えて、2026 年に予定されている USMCA の見直しにも注目する必要がある。

【メキシコ】
弁護士 西山 洋祐

II. 【シンガポール】雇用関連規則に関する今後の変更

1. はじめに

2025 年 3 月 6 日に行われた予算審議における演説¹で、労働省(以下「MOM」)大臣は、今年度の MOM の優先課題を発表した。優先課題は、①企業の変革支援、②労働者のキャリアヘルス(キャリアヘルスとは、概ね、単なる仕事の安定性や給与額だけでなく、スキルや経験を積むことで、やりがいや充足感を得て、よりよいキャリアを手に入れることをいう。)支援及び③包括的・安全な職場の促進の 3 点である。それぞれの課題について変更点が発表されており、本稿では、雇用関連の規則に関するものを取り上げる。

2. S Pass 最低月給額の引き上げ

企業の変革支援に関連して、大臣は、企業が直面している大きな課題は人手不足と人件費であると述べた。就労ビザの一種である S Pass の最低月給額は、アソシエイトレベルの専門職及び技術者の上位 3 分の 1 の給与を参照して決定されており、2022 年から段階的に金額が引き上げられている。最後の 3 段階目の引き上げが今年行われ、調整後の引き上げ額を反映した最低月給額は以下のとおりとなるが見込まれる。

セクター	現在の最低月給額	改定後の最低月給額
金融サービスを除くすべてのセクター	3,150 ² シンガポールドル	3,300 ³ シンガポールドル
金融サービス	3,650 ⁴ シンガポールドル	3,800 ⁵ シンガポールドル

新規の S Pass 申請については 2025 年 9 月 1 日から、更新については 2026 年 9 月 1 日から、改定後の最低月給額が適用される。

3. Work Permit の変更点

企業の変革支援に関連して、MOM は、企業がより高いスキルを持つ労働者を雇用できるよう、ビジネス競争力に関する行動連盟(Alliance for Action on Business Competitiveness)(以下「本連盟」)⁶の提言を受け入れた。

- (1) 2025 年 7 月 1 日から、最長 26 年となっていた最大雇用年数が撤廃される。同時に、雇用年齢制限も定年年齢(現在 63 歳)に合わせて引き上げられる。
- (2) 2025 年 6 月 1 日から、製造業及びサービス業の企業が Work Permit 保持者として雇用できる新興労働力供給国・地域一覧⁷にラオス、カンボジア及びブータンも追加される。
- (3) 2025 年 9 月 1 日から、新興労働力供給国・地域一覧の対象職種に料理人(現在は「インド料理レストランの料理人」)、大型車両運転手、製造業オペレーターが追加される。

¹ <https://www.mom.gov.sg/newsroom/speeches/2025/0306-minister-speech-for-cos-2025>

² 23 歳から年齢とともに上昇し、45 歳以上では最大 4,650 シンガポールドル

³ 23 歳から年齢とともに上昇し、45 歳以上では最大 4,800 シンガポールドル

⁴ 23 歳から年齢とともに上昇し、45 歳以上では最大 5,650 シンガポールドル

⁵ 23 歳から年齢とともに上昇し、45 歳以上では最大 5,650 シンガポールドル

⁶ 本連盟は、シンガポールのビジネス競争力を高める方法を模索するため、2024 年 2 月に通商産業省とシンガポールビジネス連盟(Singapore Business Federation)が共同で設立した組織である。本連盟は、2024 年 11 月 1 日に 27 の提言を含む報告書を発表した。

⁷ 現在の新興労働力供給国・地域一覧にはマレーシア、中国、香港、マカオ、韓国、台湾が含まれており、特定の職種においては、バングラデシュ、インド、ミャンマー、フィリピン、スリランカ、タイも対象となっている。

4. 高齢者雇用クレジットの延長

労働者のキャリアヘルス支援に関連して、大臣は、今年 2 月に行われた 2025 年度予算演説において、首相が高齢者雇用クレジット(Senior Employment Credit)の延長を発表したことに繰り返し触れた。

高齢者雇用クレジットは、60 歳以上のシンガポール人で月給が 4,000 シンガポールドル以下の従業員を雇う雇用主に対して、賃金の最大 7%を補助する制度である。雇用主が給付金を申請する必要はなく、支給対象の雇用主には IRAS から給付金額が通知される。これは 2021 年から実施されている政策で、2026 年末まで延長が決まった。次回の給付金は 2025 年 9 月に支給される予定である。

5. まとめ

大臣の演説及び上記で解説した雇用関連の規則への変更からは、MOM が外国人労働者雇用を含む企業支援と現地労働者保護のバランスを取ろうとしていることがうかがえる。また、MOM は雇用法の見直しにも着手しており、法改正が行われる可能性もある。今年後半にはアップデートがあることが予測されるため、引き続き政府の動向を注視する必要がある。

【シンガポール】 弁護士 <u>高橋 玄</u> 弁護士 <u>ジェスリン コー</u>
--

【セミナー】

✂ 西山洋祐弁護士が株式会社アルクエデュケーション及び株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO 共催のセミナーにて講演を行います。

2025 年 5 月 26 日(月)13:00～14:00

「スペイン進出企業の為の法的留意点と実務対応」

会場:オンライン

お申込み:

<https://www.alc-education.co.jp/business/seminar/dm20250526.html>

【お問い合わせ】

株式会社アルクエデュケーション セミナー事務局

e-mail:ctalc-info@alc.co.jp

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。